

第3期文化経済部会（第2回）

令和5年度報告及び令和6年度の検討の方向性

令和6年3月12日
文化庁文化経済・国際課

本日の議題

- (1) 各WG報告
- (2) 文化庁シンポジウム「発見される日本から売り込む日本へ」報告
- (3) 令和6年度文化経済部会における検討の方向性

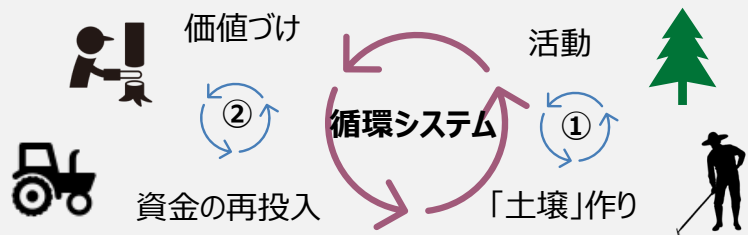
(1) 各WG報告

文化と経済の好循環を実現する文化芸術の「創造的循環」概要（第1期文化経済部会報告書、令和4年3月）

文化と経済の好循環

二つの「創造的循環」によって、資金が確保されるとともに文化芸術活動を促進し、さらに再投入の資金を生み出す「文化と経済の好循環」を実現する。

文化芸術の循環システムの構築 自律的で持続可能な経営



第1の「創造的循環」

文化芸術活動（「樹木」）を生み出す「土壌」を豊かにする循環

- (1) 創造的人材の持続的な育成
- (2) 「土壌」としての地域、場所
- (4) ファンドレイジングと税制措置
- (5) 文化芸術DXの推進
- (6) 文化芸術活動と担い手に関する公的統計・データ整備とアーカイブ

第2の「創造的循環」

文化芸術活動（「樹木」）を「保育」し、価値を高めて行く循環

- (3) マーケティング、ブランディング、プロモーション
- (7) グローバル市場への積極的な関与

創造的循環達成のための「7つの渦」

具体的なアクションプラン案（報告書p.18～）

【文化芸術循環システムの構築】（基盤的施策）

- ① 文化芸術全般を振興する**カウシル機能**（伴走型支援機能）の確立・強化の検討
- ② 文化芸術/ソフトパワー・プロモーション強化に向けた**関係機関の連携強化**

(1)

- ① ワザの学修プログラム、②アーティスト等の就労環境の改善
- ③プロデュース人材の育成

(2)

- ①地域芸術祭等のエコシステムの検証、②歴史的建造物等を地域で持続的に産業として育成する仕組みづくり
- ③中間支援組織等の形成支援、④海外富裕層の誘致

(3)

- ①発信強化、②グローバル（デジタル）マーケティング、③民間活動支援、④海外富裕層の誘致、⑤世界誘客の場づくり、⑥鑑賞者教育

(4)

- ①文化芸術への寄附促進、②寄附マッチング、③コレクターと美術館の関係強化、④動画制作のインセンティブ

(5)

- ①文化ビジネスのグローバル化推進、②新たなテクノロジーへの対応
- ③ブロックチェーン等を活用した美術品の来歴管理

(6)

- ①文化芸術関係統計データの整備、②国内アーカイブの連携
- ③ナショナルコレクションの形成、④公的鑑定評価制度の創設

(7)

- ①トップアーティストの育成、②文化ビジネスのグローバル展開
- ③国立館のパートナーシップ強化、④東アジアワイドでのプロモーション強化

(1) -① アート振興WG報告

(1) -① アート振興WG報告

議論の背景：第1期アート振興WG報告（令和4（2022）年3月）

【方向性と検討すべき政策課題】

美術館界全体の活性化と日本文化の国際発信 ～「美術館のあるべき姿」の実現と「多様な芸術分野への活動の拡充」～

国立美術館の機能強化／美術館におけるコレクションの質向上に向けた取り組み／

国立映画アーカイブの対象範囲のメディア芸術全般への拡大／建築、デザイン、ファッション等の分野への拡大／

国立美術館アート・コミュニケーションセンター（仮称）〈現「国立アトリサーチセンター」〉における美術館振興機能

ナショナルコレクションの充実と批評及び鑑賞教育の充実

優れたコレクションの形成と民間コレクションの継承

国立美術館を筆頭に国内美術館における同時代収集の推進／優れた作品を特定・可視化する仕組みづくり／

民間コレクターのコレクションを公的コレクションに継承していくための体制・仕組みづくり／

コレクターが寄贈する際の来歴に関する取り扱いや税制優遇措置の検討及び情報の共有／

コレクションを充実する手段としての「deaccession（作品売却）」に関する情報収集・検討

批評及び研究の抜本的充実／アート・アーカイブの整備

国際的な批評家の育成につながる施策の検討／現代アートを専門とする研究者の育成につながる施策の検討／

現代アートを専門とする研究者の国際的な交流の場の形成／国内で生成される批評及び研究が国内外でより多くの人々に読まれるための仕組みづくり／国立のアート・アーカイブの検討／国内美術館のアーカイブ資料の整備支援／

隣接分野のアーカイブ情報の把握と積極的な開示／民間主体がアーカイブ化できる環境の整備

鑑賞教育の抜本的充実

学校教育において鑑賞教育が活発化していない理由や障壁となっている事柄の把握／

効果的な鑑賞教育を行うことができる教員の養成に向けた取組／

これまで美術館に足を運んでいない家庭が美術館に足を運び、鑑賞機会を増やすための取組

(1) -① アート振興WG報告

今後の議論及び実践の方向性（論点整理（案）概要1）

- アートの振興を図るためには、我が国におけるアートの持続的な発展を支えるシステム（**アートエコシステム**）の構築が重要であり、そのためには、**アートが持つ3つの側面**、即ち、美術的価値・社会的価値・経済的価値それぞれを**バランスよく向上させる必要がある**との認識が進んできたところであるが、さらに一歩進んで、**アートの振興に必要な要素は、今や、文化振興政策として重要なだけでなく、経済政策、そして、社会政策としても重要**であり、より適切かつ十分な文化的投資を行う方向へと歩を進めるべき時機である。
- これまでは、不当に等閑視されてきた経済的価値向上に着目した政策に力を入れ、バランスを図ってきたところであるが、**これからは、美術的価値そして社会的価値を支える最も重要なプレイヤーである「美術館（特に、コレクション）」の問題に正面から向き合い、新たな時代の要請に即した美術館づくりを通じて、批評や研究、鑑賞教育といったアートの振興に必要な要素の状況を好転させていくことにも注力していくべき**である。

参考：第1期報告書とりまとめ（2022年3月）以降の状況の変化

✓ 博物館法の一部改正（2022年4月）

✓ 国際博物館会議（ICOM）の博物館定義改訂（2022年8月）

※「包摂性」「多様性」「持続可能性」「コミュニティ」などの文言が追加に

✓ 国立アトリサーチセンター設立（2023年3月）

✓ 世界の主要美術館長の協議会「Bizot（ビゾ）」が「Green Protocol」を改訂（2023年9月）

✓ ウェルビーイングとアートの関係への注目の高まり（「文化的処方」の登場）

✓ 日本企業のアートへの関心の高まり

(1) -① アート振興WG報告

今後の議論及び実践の方向性（論点整理（案）概要2）

【前頁の整理を踏まえ、今後以下の諸施策を実践するための方向性として提言】

(1) 日本におけるアートコレクションの歴史を確認し、**日本国内に所在する優れたコレクションを可視化**するため、「**名品百選**」等の手法の活用による国内コレクションの可視化とその有効活用を推進する。

同時に、今後、「優れた作品（未来の名品）」をコレクションしていくための戦略を提案する。

(2) アート作品が持つ「文化財」としての価値（批評的価値）を可視化していくことを通じて「文化財として扱っていくべき作品」の可視化と**批評を行う人材の育成を推進**する。

(3) 人生のできるだけ**早いタイミングからの鑑賞機会**と持続的な鑑賞体験のため、美術館をもっと開かれた場所としていくと同時に、**学校教育との連携強化を推進**する。

(4) アート振興上の様々な課題を解決していく上で必要不可欠であり、新たな役割が要請され、期待されている**国内美術館の在り方**について、その歴史的経緯も踏まえて検討を行い、これからの在るべき姿を体現する**モデルづくりとその実現に向けた具体的な取り組みに着手**する。

同時に、国内美術館に優秀な人材が集まってくる状況の創出に向けた「働く場」としての美術館の実態調査・集約・分析を実施する。

(1) -② 基盤・制度WG報告

(1) - ② 基盤・制度WG報告 公的な鑑定評価制度の検討について

令和4年度までの経緯

- アートの価格評価の客観性・信頼性を担保するとともに、恣意性の排除と検証可能性の向上等により、**アート市場を活性化することを目的**として、**公的な鑑定評価制度**についての検討を開始。
- **令和3年度のWG**において、①**過去の取引価格の見える化**に取り組むこと、②**鑑定評価業務を行う民間事業者を認定する等の方法を念頭に価格評価機関の公的な認定制度**の創設に向けた検討を進めることが提言された。また、その際に美術品関係者が共通して使用することができる信頼性の高い仕組み・基準等の検討を進めるとした。
- これを受け、令和4年度の作業部会において、評価者がとるべき手法、手順等について整理を行い、**「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版」**として公表。令和5年度以降に検討すべき論点等について、「中間とりまとめ」において報告した。

令和5年度の検討・実施内容

- ガイドライン試行版の運用開始・精緻化（目的に応じた評価手法・手順の差異抽出、手法の追加等）
→ガイドライン（案）の追記・修正等
- WGにおいて鑑定評価における価格評価機関の公的な認定に向けた議論を実施（認定方法、満たすべき要件等）
→美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度実施要項（案）を策定
- 上記（ガイドライン、実施要項）について、パブリックコメントを実施（1/24～2/23）

今春（令和6年3月末頃）

「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度」

決定（長官決定の発出）予定

(1) -② 基盤・制度WG報告

「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度（案）」概要

「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度」（以下、**価格評価事業者認定制度**）は、我が国の美術品市場における流通促進のための基盤整備の一環として、価格評価の信頼性を高めるために、透明性・客観性の高い方法で美術品の価格評価を行っている事業者を文化庁長官が認定することにより、美術品（近現代分野）の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供することを目的とするものです。

事業者 認定要件等

国として一定の基準を示す必要性と同時に、価格評価の透明性を高めようとする事業者や業界全体の取組を支援するものとして、全体を通して事業者の自律性を尊重した要件を設定

価格評価ガイドラインを
遵守した評価の実施

※価格評価ガイドラインに則った前年度
評価実績の提出



認定要件の充足と
その宣言等

- ガイドライン遵守についてのHP上での宣言
- 公平性・客観性等を担保した価格評価実施に向けた組織内規範の策定、一般公開
- 実績開示 等

今後のスケジュールイメージ(令和6年3月時点)

令和6年3月末頃

制度決定

令和6年10～11月頃(予定)

認定申請受付

令和6年12月頃(予定)

認定実施

(1) -③ 文化芸術カウンスル機能検討WG報告

「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」概要（令和5年3月）

概要 文化芸術団体の自律的・持続的な発展に資する支援の在り方、進め方を検討し、文化芸術の発展に資する施策を提言。

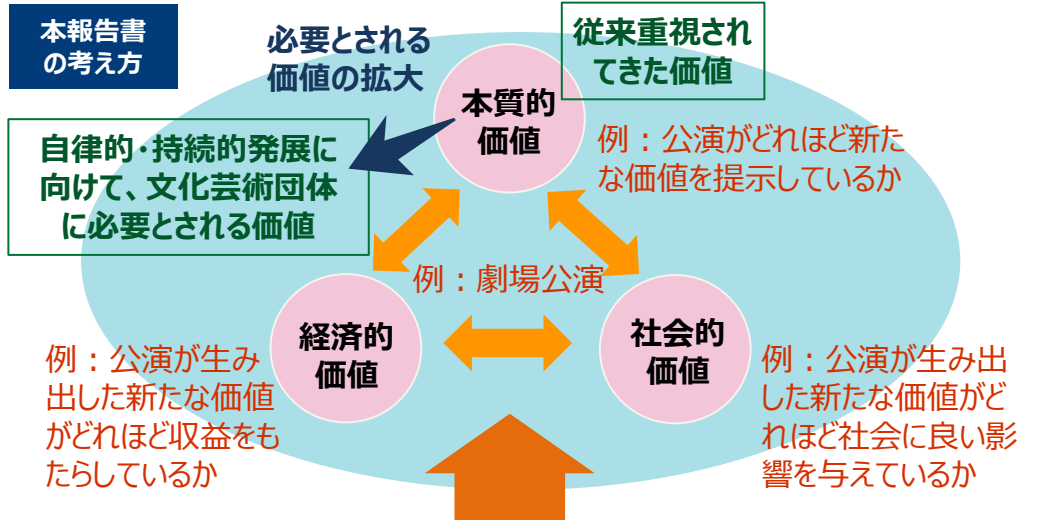
- 現状の課題**
- (1) 文化芸術団体の**基礎的な情報**が十分に収集・分析されていない
 - (2) 文化芸術（団体）の**社会的価値、経済的価値**が可視化されていない
 - (3) 文化芸術団体の**運営への支援**が不十分
 - (4) 文化芸術団体への助成が団体**発展のインセンティブ**として不十分



- (1) 文化芸術団体情報の集約化・可視化**
- 基礎的な情報の収集・分析による文化芸術団体情報の可視化
 - **補助金の手続きを情報システムで管理**。基礎情報を集約化
 - 情報システムへの登録を補助金申請の要件とする
 - **財務諸表や労務状況を定点観測**し、文化芸術団体や業界全体の運営能力やコンプライアンス対応の把握・向上を図る
 - ロジックモデル等により、**自らの様々な価値を可視化**

- (2) 評価**
- 自らのミッション・ビジョンを明確化し、事業計画や活動と結び付け、それらを評価することが重要
 - 評価に活用できる**標準的な情報システム**について検討
 - 社会的インパクトや運営に係る事項を評価項目に。**自己改革を促進する仕組み**を構築
 - 多様なステイクホルダーによる**多角的な評価**を行う手法を検討

- (3) 伴走型支援**
- 伴走者と対話しながら課題を抽出、団体自らが課題を解決していく手法
 - **伴走者は組織や事業の運営実務への知見を有する者／組織**を想定
 - 他省庁とも連携して組織や人材の情報を蓄積・共有できる体制を確立
 - 令和5年度から**伴走型支援を実証、実効性のある枠組を確立**



- 文化芸術の自律性・持続性を高める支援**
- ・可視化（統計）
 - ・客観化（数値化）
 - ・伴走型支援
 - ・人材育成
 - ・調査研究
 - ・サポート体制・枠組の整備
 - 等

- (4) 補助金の配分方法**
- 戦略的な**補助金の配分方針**や重点分野の設定を検討
 - **文化庁と芸文振の目的の明確化に基づく役割分担**
 - 補助金全体で配分率の調整
 - **マネジメントの視点から専門性をもって審査できる審査委員、委員選定基準の見直し**を検討
 - 組織基盤の強化、**運営改善を支援する補助金**の新設を検討
 - 芸文振が、**人材育成やマッチングなどの支援機能を強化**

- 今後の予定**
- R5～ 「文化芸術の自律的運営促進事業」にて伴走型支援等実証
 - R5～ 「舞台芸術等総合支援事業」のR6補助金への導入検討
 - R5～ 申請及び評価にかかる情報システム改修／導入の検討開始

(1) -③ 文化芸術カウンスル機能検討WG報告 報告書の提言を受けたその後の動き

(1) 文化芸術団体情報の集約化・可視化

→補助金の申請時に必要な情報を集約するシステムの構築に向け、まずはデータベースを整備する（日本芸術文化振興会）。

(2) 評価

→舞台芸術総合支援事業で実証及び自律的運営促進事業で研究（後述）

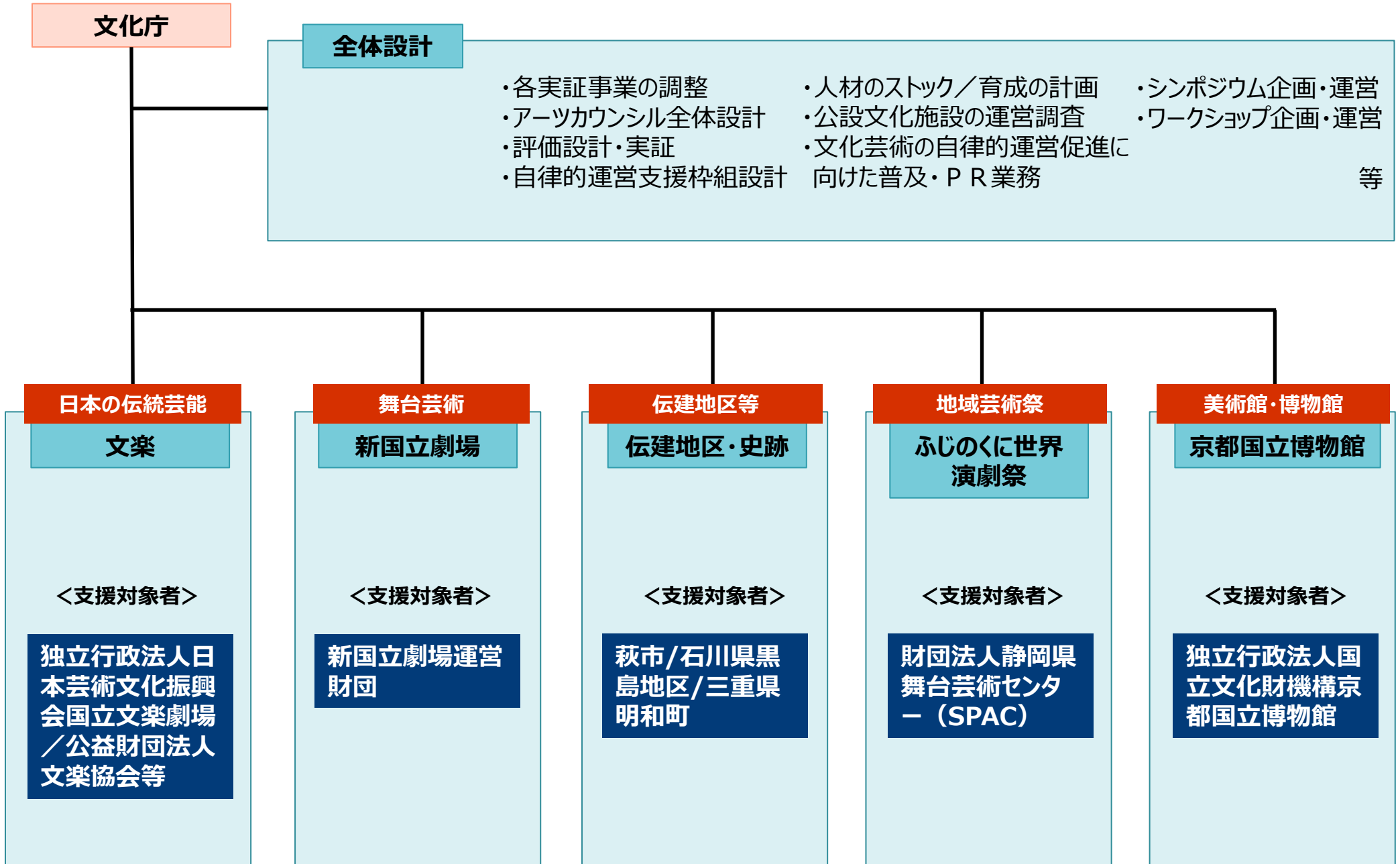
(3) 伴走型支援

→自律的運営促進事業で実証（後述）

(4) 補助金の配分方法

→舞台芸術総合支援事業で検討（後述）

(1) - ③ 文化芸術カウンシル機能検討WG報告 令和5年度文化芸術の自律的運営促進事業



伴走型支援：文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業

事業目的:文化芸団体の自律的・持続的な運営を促進する運営支援機能の確立

文化芸術団体が自らの理念に基づき戦略を策定し、実行、評価・改善を行う（自律的運営）とともに、運営資源（ヒト・モノ・カネ・情報など）を継続的に確保すること（持続的運営）ができるように、①文化芸術団体への専門家による伴走型支援の実証を行い、②運営支援機能の基本的な手法・体制の設計、評価指標の構築等に取り組む。

令和5年度

- 5つの伴走型支援の実証事業を展開。各文化芸術団体の理念の確認、それに基づく現状・課題の整理や戦略策定、収入源の多様化に向けた施策の実行計画の策定を実施。
- 実証事業で得られた知見を取りまとめ、実行上の課題について横断的な整理を行うとともに、評価指標の仮説設定、公設文化施設の課題調査等を実施。

令和6年度

- 引き続き伴走型支援の実証を行う。
- 実証事業をふまえ、将来的な横展開を見据えた効果的な運営支援機能の基本的な手法・体制の設計、評価指標の構築等に取り組む。
- 支援対象となる文化芸術団体等の現状・課題分析や取組評価を行う上で必要となる業界全体のデータ（財務情報、人材情報、市場規模等）が不足していることが明らかとなったため新たに文化芸術団体への運営支援を実施していくために不可欠なデータの定義やそれらの効率的な収集に向けた検討を実施する。

(1) 一③ 文化芸術カウンスル機能検討WG報告 「舞台芸術等総合支援事業」の見直しについて

文化審議会・文化経済部会WG報告書「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」

WG報告書を踏まえた課題

- 芸術団体への助成が団体発展のインセンティブとして不十分
- 補助金執行側・芸術団体側双方の事務負担量が過大
- “活動”単位で「芸術性・創造性」「社会性」「運営」面を芸術専門家がバランスよく評価することの困難
(高収益活動や外部資金集めなど、運営努力が評価されにくい傾向)
- 定例的な活動支援を含め、**更なる改善が必要**
- 「分野、地域」等の特性を踏まえた設計が必要

改善の方向性

- 補助金申請・評価情報のシステム化
- 運営マネジメント専門家による長期的な運営の視点を含め多角的・客観的評価の充実
- 卓越した世界レベルでの“活動”支援及び自律的・持続的発展に向け**運営努力を図る“団体”支援の拡充、助成対象経費の見直しと重点配分**
- 日本の伝統芸能の実演家団体への支援、地方創生・地域貢献を志向する裾野団体への支援、全国各地の文化施設への支援の在り方を検討

R6募集以降における改善点

✓ 補助金申請・評価情報の統一化

「総合支援事業」全体として申請手続き・審査方法を見直し

- 募集時期・募集案内の統一、各種様式の見直し
- 団体要件・対象分野の統一・整理
- 助成対象経費の見直し

✓ 団体の運営努力に対する評価

“活動単位”から団体としての運営・活動を審査項目に加え、**団体としての健全な組織運営、自律的・持続的な発展を促進**

- 「団体専門委員会」の新設
- 企画内容の芸術性・創造性に加え、団体の組織運営の透明性や適正性、活動実績をより考慮した審査
- 統括団体からの応募については、分野の統括・支援に係る観点を追加

✓ 新進団体登用や分野、地域性等を踏まえた事業設計

芸術性の高い**新進団体の参入機会の確保**と、分野・地域等の**特性を踏まえた事業設計**への見直し

- 若手実演家やスタッフ等を対象とした「ステップアップ事業」における団体要件見直し
- より芸術性・創造性を高めるため、助成対象に「当該分野の可能性を拡大させる活動を含む」旨を明確化
- 舞台芸術デジタルアーカイブの推進

(2) 文化庁シンポジウム報告

(2) 文化庁シンポジウム報告

文化庁シンポジウム

発見される日本から売り込む日本へ

—ポスト・コロナ時代を生きる日本文化のサステナブルな発展と継承—

日時：2024年1月30日[火]
15:00-18:00 (開場14:30)

会場：SHIBUYA QWS
(渋谷スクランブルスクエア 15階)

登壇者(敬称略・五十音順)

生駒 芳子

ファッション・ジャーナリスト／伝統工芸開発プロデューサー

Seva Phillips

Head of Arts and Culture Finance, NESTA
[National Endowment for Science, Technology and the Arts]

細尾 真孝

株式会社細尾 代表取締役社長

盛岡 笑奈

LVMH メティエダール・ジャパン ディレクター
LVMH モエ ヘネシー・ルイ ヴィトン・ジャパン株式会社
コーポレート アフェアーズ ディレクター

柳井 友一

secca 取締役 Chief Creative Officer

吉見 俊哉

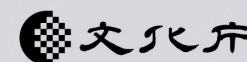
國學院大學教授／文化経済部会座長



主催：文化庁

共催：SHIBUYA QWS (渋谷スクランブルスクエア株式会社)

協力：ブリティッシュ・カウンシル



(2) 文化庁シンポジウム「発見される日本から売り込む日本へ」

【基調講演】

「文化芸術の創造的循環について」

吉見俊哉 國學院大学教授

- 人口減少時代を迎える日本において文化芸術が課題解決に重要であり、それが文化芸術の循環となり、持続可能な発展にもつながる



「文化芸術団体のオルタナティブな資金源」

Seva Phillips, Head of Arts and Culture Finance, Nesta

- 文化芸術団体へのインパクト投資の実例
(Arts and Culture Impact Fund等) の紹介
- 投資経験から見たこと
 - ・文化芸術団体は野心的で柔軟性があり、資金を活用する意欲がある
 - ・インパクト投資への理解促進の必要性
 - ・事業計画や財務モデリングなどの運営支援の必要性
- 日本への導入に当たっては触媒的な（民間のリスクを低減する）政府資金の拠出、民間の投資家、コーディネーター役、文化芸術団体のニーズ調査等が必要



【パネルディスカッション】

- 日本の伝統工芸は世界で評価されているが、後継者不足など問題も多い
- 世界の舞台に乗るためには、多様な専門性を持った人材によるチーム編成や、それらを長期スパンで支援できる体制作り、ファッションやデザインと結びついた新たな価値づけや、産業構造自体の転換等が必要
- 文化と経済は一体であり、他業種との連携・協業などによる文化芸術の価値づけによる発展が重要

(3) 令和6年度の検討の方向性

(3) 令和6年度の検討の方向性 令和6年度文化経済部会各WG案

令和5年度

文化経済部会

文化芸術の創造的循環の議論及びその普及方法の検討

アート振興WG

日本国内のアート作品、美術館の運営の在り方

基盤・制度WG

美術品の公的な鑑定評価制度、デジタル、税制議論

カウンスル機能検討WG

令和4年度報告書にかかる進捗管理

令和6年度（案）

文化経済部会

文化芸術の創造的循環の議論及びその普及方法の検討

※各WGの検討課題をより広範かつ分野横断的な観点から議論

アート振興WG

日本国内のアート作品、美術館の運営の在り方

(3) 令和6年度の検討の方向性
令和6年度の検討の方向性（案）

①文化芸術へ資金が流れる方法

- ・民間等からの金銭的支援へのインセンティブ設計
- ・文化芸術団体が民間等からの支援を受けやすくするための規制緩和／制度設計

②場の活性化

- ・地域経済、行政、開発等における文化芸術の主流化

③人材

- ・文化芸術活動が活性化するための活動基盤
- ・マネジメント等の専門人材が文化芸術領域に参入する仕組み

(3) -① 文化芸術へ資金が流れる方法

(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法 文化芸術領域の資金・支援例

1. 国や地方自治体からの運営費等

例：運営費交付金

2. 補助金

例：文化芸術振興費補助金

3. 基金

例：芸術文化振興基金

4. 寄附金（個人、企業、財団、遺贈等）

例：ふるさと納税、寄付金控除、クラウドファンディング

5. 税控除

例：固定資産税、相続税、寄附金の税控除

6. 自己収入

例：チケット売上、会員収入、物販、場所貸し、賃料、サービス提供

7. 投融資

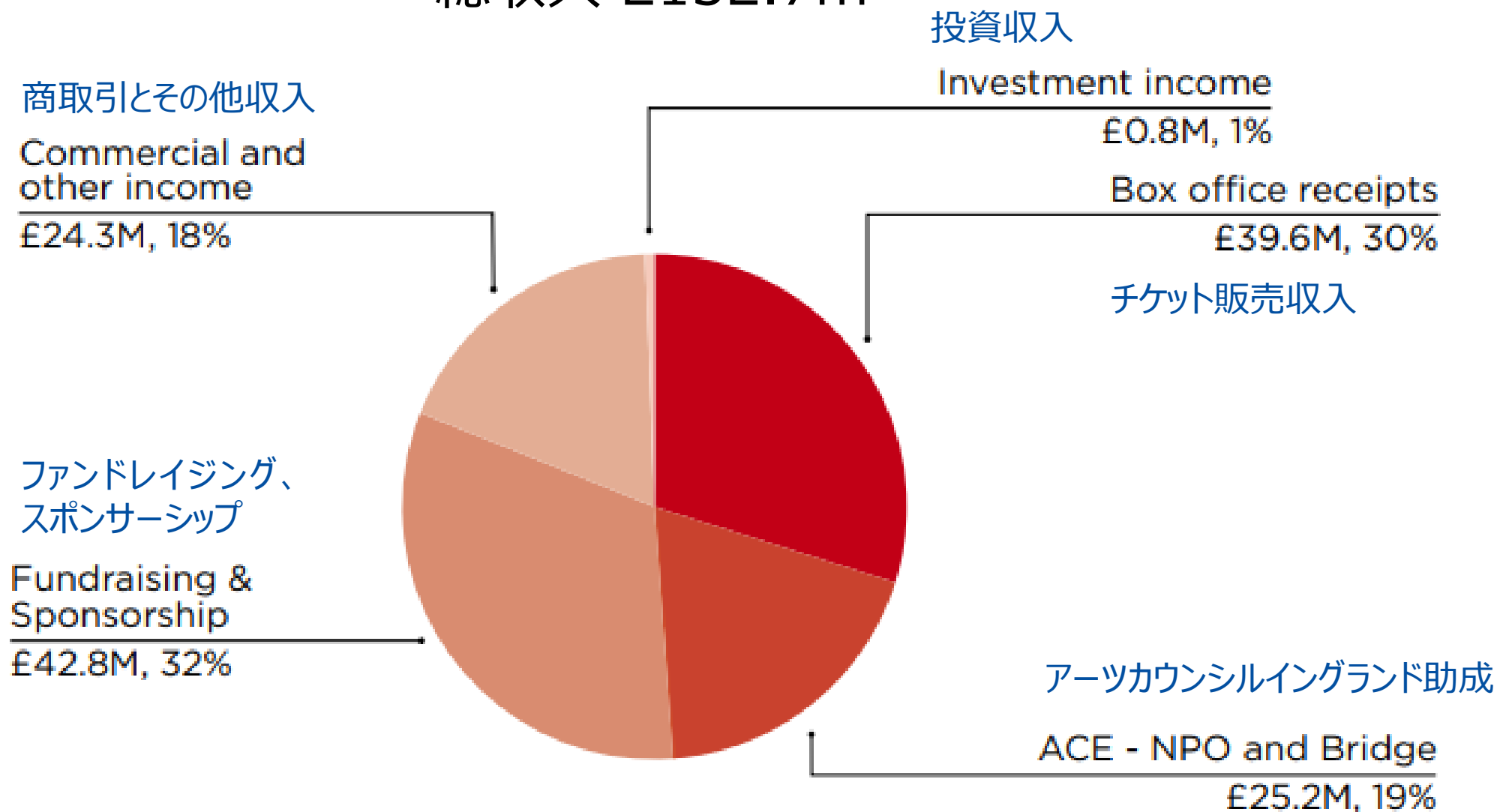
例：インパクトファンド、アート投資

8. 物的・人的支援

例：ボランティア、商品貸与／提供

(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法 (参考) 英国ロイヤル・オペラハウス収入 (2021/22)

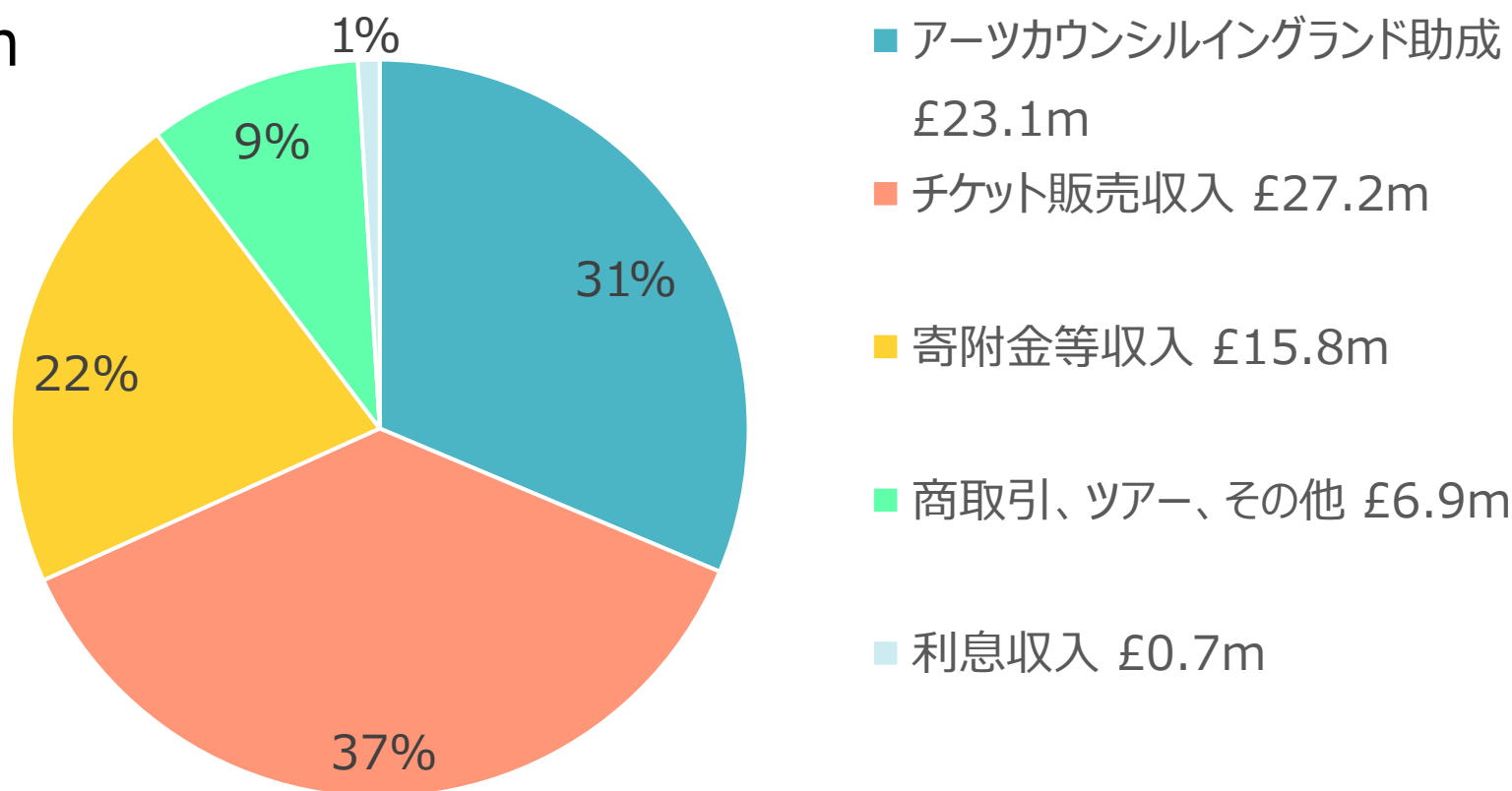
総収入 £132.7m



(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法 (参考) 英国ロイヤル・オペラハウス収入 (2005/06)

補助金はほぼ同額だが、寄附金等、取引等収入が大幅に増加
総収入は74.5百万ポンド (2005/06) →132.7百万ポンド (2021/22) に (170%増)

総収入 £74.5m



ロイヤル・オペラハウス年次報告書 (2005/06)

<http://static.roh.org.uk/about/annual-review/pdfs/annualreview0506.pdf>

参照：石田麻子 (2021) 『芸術文化助成の考え方：アーツカウンシルの戦略的投資』美学出版

(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法

2. 補助金 (参考) アーツカウンシルイングランドの補助金の枠組み

アーツカウンシルイングランドでは、事業助成に加えて、運営助成「ナショナル・ポートフォリオ・インベストメント・プログラム」が補助金全体の60%程度を占める。

	運営助成	事業助成	戦略的事業助成	
助成事業名	ナショナル・ポートフォリオ・インベストメント・プログラム2018 - 2021年度 The National Portfolio Investment Programme 2018 - 2022	グラント・フォー・ジ・アーツ Grants for the Arts	ストラテジック・ファンド Strategic Funds	アーツカウンシル・国営宝くじ基金・ディベロップメント・ファンド Arts Council National Lottery Development Funds
趣旨・目的	ACEが芸術団体（劇場などを含む）や博物館・美術館、図書館、およびそれらの統括団体・ネットワークなどを助成することにより、10年戦略で設定した5つの戦略目標を達成すること	イングランドにおいて芸術活動を行う個人と芸術団体に対する開かれた助成を行う	ほかの助成事業ではカバーできない様々な課題に対応するため、個別に企画された事業助成プログラム群の総称	
支援する部門	音楽、演劇、ダンス、ビジュアルアート、文学、複合芸術、博物館・美術館、図書館	音楽、演劇、ダンス、ビジュアルアート、文学、複合芸術、博物館・美術館、図書館	助成プログラムによって異なる	
支援する対象	団体（芸術団体、博物館・美術館、統括団体・ネットワークなど）	期間限定のプロジェクトを実施する個人・団体	助成プログラムによって異なる	
年間事業予算	4億853万8,000ポンド (2018年度)	7,000万ポンド (2017年度)	1億2,500万ポンド (2017年度)	7,220万ポンド (2018年度)
年間事業予算 (日本円換算)	約612億8,070万円	約105億円	約187億5,000万円	約108億3,000万円
年間助成件数	843件 (2018 - 2021年度時)	3,519件 (2017年度)	助成プログラムによって異なる	

(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法

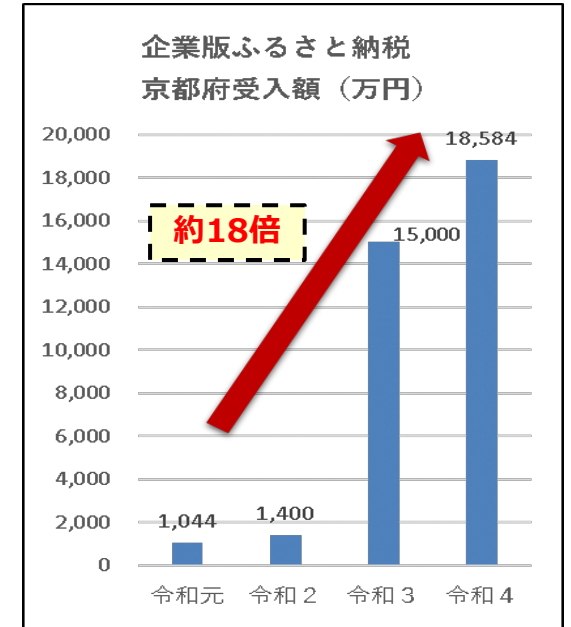
4. 寄附金等 京都府の文化事業に係る企業版ふるさと納税の活用について

京都府の企業版ふるさと納税の実績（令和4年度）

【全国順位 5位】（都道府県のみ）

【京都府の分野別順位】

- 1 文化芸術 ①文化財の保護・修復
②ARTIST'FAIR KYOTO (AFK)
③Art Collaboration Kyoto (ACK)
- 2 eスポーツ サンガスタジアムを活用したゲーム大会 等
- 3 子育て 子育てにやさしいまちづくり事業 等



Art Collaboration Kyoto (ACK) とは

- ・現代アートをテーマにした国際アートフェア（2021年度から実施）
- ・**企業版ふるさと納税**を中心に寄附を募る

◆設置目的

京都において、国内外の最先端の現代美術をテーマに、**民間と行政の協働により**、国内のアート市場の活性化と国際市場における評価の向上を目指す

◆主催者：ACK実行委員会 ※民間と行政の協働による運営体制

◆構成団体

京都府、（一社）日本現代美術商協会（CADAN）
（一社）日本現代美術振興協会（APCA）
（一財）カルチャー・ヴィジョン・ジャパン（CVJ）
京都商工会議所（京商）、
（公財）京都文化交流コンベンションビューロー（KCB）

ACKの運営体制



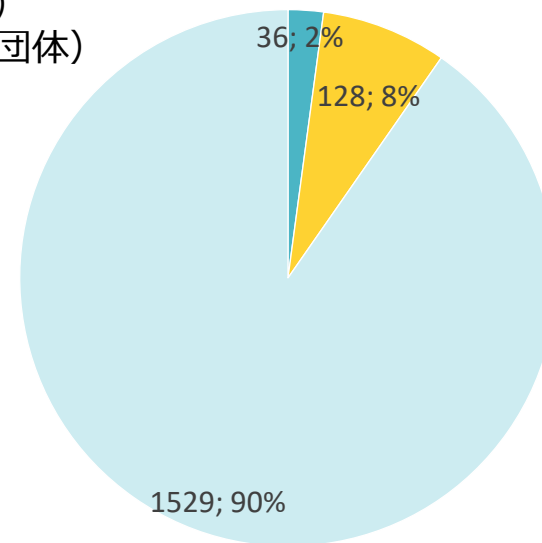
(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法

4. 寄附金等 文化芸術事業に係る企業版ふるさと納税の活用について

⑦文化芸術(文化財の保存活用を含む)に関する取組実施率 (有効回答数1,693)

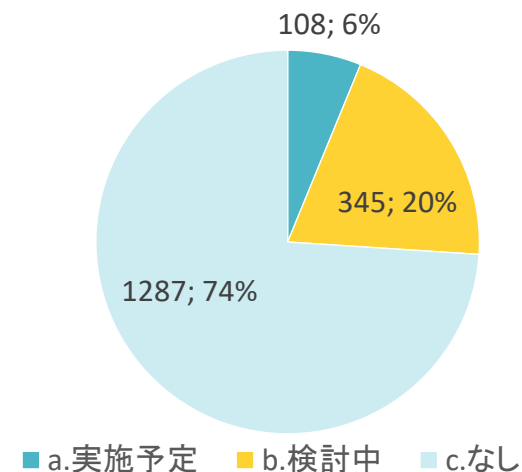
- 企業版ふるさと納税を実施した実績がある団体は全体の約 1 割 (164団体)
- 令和 2 年度の制度改正を経て実施した団体 (128団体) は制度前 (36団体) のおよそ3.6倍

- a.実績がある(令和元年度以前)
- b.実績がある(令和2年度の制度改正を受けて、令和2年度以降に実施)
- c.実施していない



⑩令和 5 年度以降の意向・予定 (有効回答数1,740)

- 令和 5 年度以降、取組を実施予定または検討中と回答した団体は約26% (453団体)

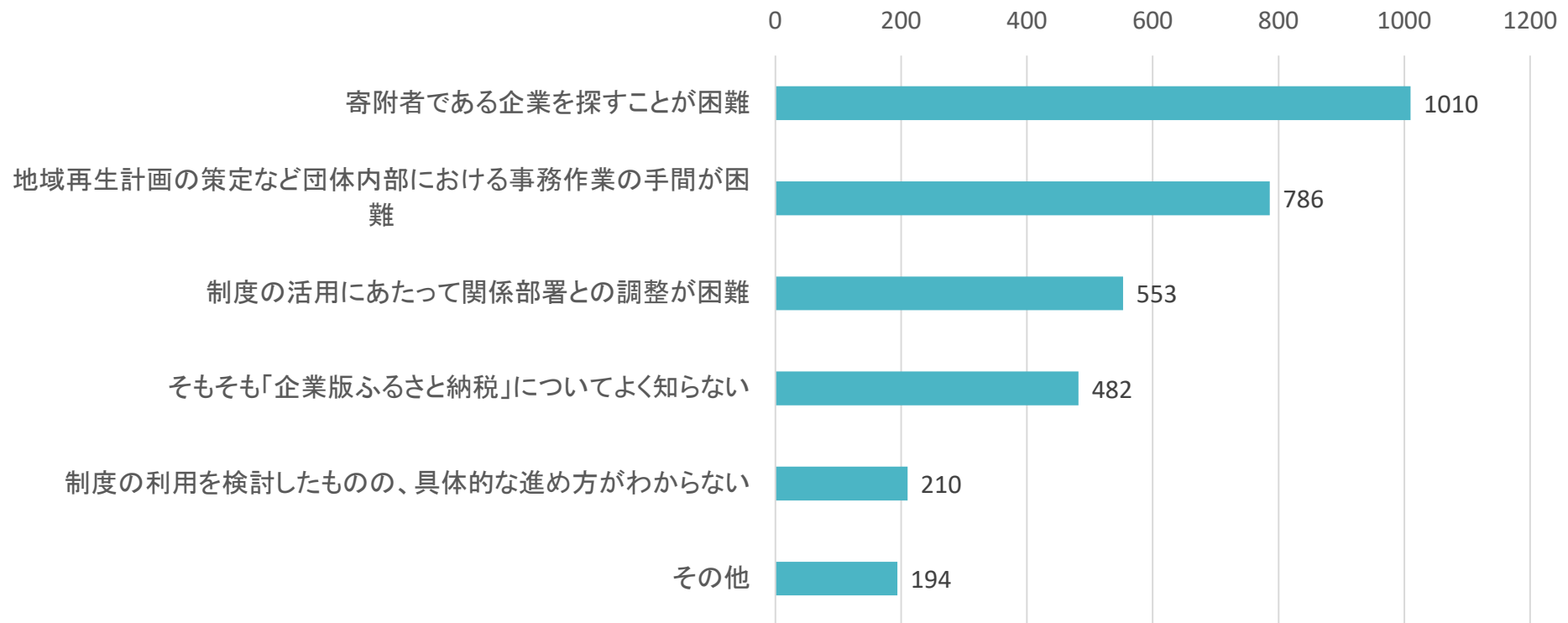


(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法

4. 寄附金等 京都府の文化事業に係る企業版ふるさと納税の活用について

⑨プロジェクトを実施する上での課題（有効回答数1,693, 複数選択可能）

- プロジェクトを実施する上での課題としては、「寄附者である企業を探すことが困難」を選択した団体が最も多く、回答した団体のうち約60%（1,010団体）が選択
- 「その他」の回答としては、「実施する必要がない」、「対応する職員の人員不足」、「制度の対象外」があった



(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法

5. 税控除 (参考) 寄附金に係る税制優遇の概要

	国・地方公共団体への寄附	特定公益増進法人※への寄附 ※独立行政法人、地方独立行政法人、公益財団・社団法人、認定NPO法人等	指定寄付金 ※重文の修理など個別に財務大臣の指定を受けたもの
所得税	【所得控除】 寄附金額※ - 2千円 ※総所得金額の40%を限度 ※現物寄附の場合は取得価額	【所得控除】<原則> 寄附金額※ - 2千円 ※総所得金額の40%を限度 ※現物寄附の場合は取得価額 【税額控除】 公益財団・社団のうち一定要件 (PST) 要件を満たす法人、認定NPO法人への寄附は 税額控除を選択可 〔寄附金額※ 1 - 2千円〕×40%※ 2 ※ 1 総所得金額の40%を限度 ※ 2 所得税額の25%を限度	【所得控除】 寄附金額※ - 2千円 ※総所得金額の40%を限度
法人税	寄附金の 全額 を損金算入可 ※現物寄附の場合は時価相当額	以下の いずれか少ない金額 を損金算入可 ①寄附金の合計額 ②〔所得金額×6.25% + 資本等の金額×0.375%〕×1/2 ※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可	寄附金の 全額 を損金算入可
みなし譲渡所得課税 (所得税)	非課税	一定の要件※を満たすもの として、国税庁長官の承認を受けたものについては、 非課税 。 ※①寄附が公益の増進に著しく寄与すること、②寄附財産が、寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること、③寄附により、寄附をした人の所得税又は寄附をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること	
相続税 (相続財産の寄附)	非課税	非課税	

ふるさと納税制度

個人版 (住民税)	寄附金額の一定額を税額控除 (所得控除と合わせて、 <u>寄附金額 - 2千円に相当する金額を控除</u>) ※個人住民税所得割額の2割を限度
企業版 (法人関係税)	地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の取組への寄附について法人関係税を税額控除。(寄附金額の <u>最大約9割</u> を控除)。

(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法

5. 税控除（参考）相続に係る税制優遇の概要

	対象	効果
相続財産の寄附（相続税）	国・地方公共団体、独立行政法人、公益社団・財団法人等への寄附	非課税
重要文化財等の相続・贈与	・重要文化財である家屋・敷地	財産評価額の70/100を控除
	・登録有形文化財、伝統的建造物（大臣告示）である家屋・敷地	財産評価額の30/100を控除
	・保存活用計画が認定され、美術館等において寄託・公開された 特定美術品 ※（重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）） ※令和3年度税制改正で、制作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを追加。	保存活用計画及び寄託契約期間中は 相続税を納税猶予 （寄託相続人死亡等により免除）
登録美術品の相続	相続税を金銭で納付することが困難な場合、 登録美術品 ※の 物納（優先順位が第一位） が可能。 ※令和2年度税制改正で、対象に物故作家の作品だけでなく、現存作家の作品のうちから一定のものを追加。	

文化施設等に関する税制優遇の概要

施設の種類	税目	効果
重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）	不動産取得税・固定資産税・都市計画税	軽減（1/2減額） （公益社団・財団法人が所有するものに限り） ※令和6年度末までの特例措置（延長実績あり）
バリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等	固定資産税・都市計画税	軽減（1/3減額） ※令和7年度末までの特例措置（延長実績あり）
博物館	不動産取得税、固定資産税、都市計画税	非課税 （公益社団・財団法人、宗教法人に限る）
	法人住民税	非課税 （収益事業を行わない法人に限る）
	事業所税	非課税

(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法

5. 税控除 現代アート振興に係る税制改正等の流れ

平成27（2015）年1月 **美術品に係る減価償却範囲が変更（国税庁長官通達の改正）**

呼称変更：「書画骨とう」→「美術品等」

減価償却可能範囲の変更：「20万円未満」→「100万円未満」

※パブリックアート：100万円以上でも減価償却が可能に

平成29（2017）年3月 **重要文化財・登録有形文化財への相続税猶予に係る特例**

平成30(2018)年度税制改正大綱において「**特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設**」が盛り込まれる（平成31年4月施行）

令和元（2019）年12月 **文化財の相続税猶予に係る特例に現存作家の作品を追加**

令和2(2020)年度税制改正大綱において「登録美術品」として物納の特例（第3位→第1位に繰上げ）の適用対象に**制作者が生存中である美術品のうち一定のものを加える**ことが盛り込まれる

令和2（2020）年12月

財務省関税局が関税法基本通達の一部改正を公表

国際的なオークションやアートフェア開催に際し、保税地域の活用が可能である旨を明示

→※令和3（2021）年2月 国際的なギャラリーも保税地域の活用が可能である旨を明示する**通達改正を追加公表**

文化財の相続税猶予に係る特例に現代アートを追加

令和3(2021)年度税制改正大綱において相続税猶予の対象となる財の類型に**製作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを追加**することが認められる。

令和5（2023）年度

研究開発税制におけるアート適用明確化（経済産業省）

研究開発税制（企業における研究開発投資額の一定割合を法人税額から税額控除できる制度）において、**再現性のあるメディアアート**に係る研究開発が、当該制度の**適用対象となることを明確化**。

※「研究開発」の該当要件：①新規性、②創造性、③不確実性、④計画性、⑤再現可能性

(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法

5. 投融資 (参考) 英国Nestaにおける文化芸術ファンド

Arts & Culture Finance

by **nesta**

Fund	投資期間	規模	融資に対する 補助金の レバレッジ	投資家のリターン	1. 融資可能額 2. 金利 3. 返済期間	1. 投資実績件数 2. 現在のポートフォリオ 3. 予想損失
Fund	Investment period	Size	Grant to loan leverage	Investor returns	1. Loan size available 2. Interest rates 3. Repayment term	1. Investments made 2. Current portfolio 3. Forecast losses
ARTs IMPACT FUND	2015 - 2019	£7m	1.33	1%-3%	1. £150,000 - £600,000 2. 3%-8.5% 3. 3-5 years	1. 27 2. 10 3. 13%
Cultural Impact Development Fund	2018 - 2021	£840k	1.93	5% initially; 2% following the COVID-19 pandemic	1. £25,000 - £150,000 2. 5.5%-8.5% 3. 3-5 years	1. 10 2. 7 3. 20%
Arts & Culture Impact Fund	2020 - 2023	£20m	3.00	1%-3%	1. £150,000 - £1,000,000 2. 3%-8.5% interest 3. Up to 10 years	1. 14 2. 13 3. 7%

(3) - ①文化芸術へ資金が流れる方法

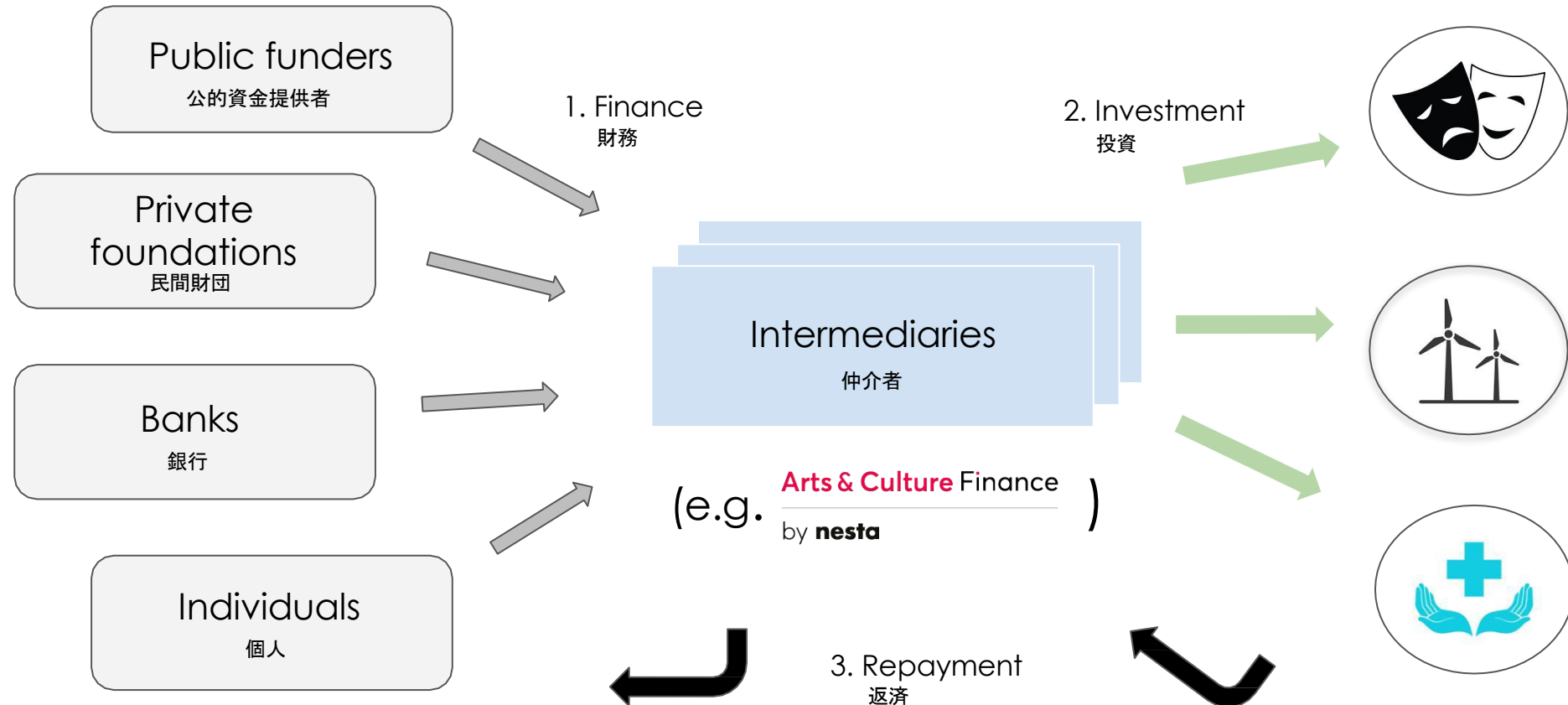
5. 投融資 (参考) 英国Nestaにおける文化芸術ファンド

Impact investors

インパクト投資家

Not-for-profits

非営利団体



(3) -③ 人材

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ) ポイント

I はじめに

- これまで業務内容や報酬等が十分に明示されずに、芸術家等が不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況や、コロナ禍において契約書等がないために報酬額や活動機会の減少を証明できず、国の支援を受ける上で大きな支障も生じている

II 文化芸術分野における契約上の課題

- 関係者間の信頼関係や従来の慣習等により、口頭による契約が多い
- 分野、職種、案件により、業務内容や契約期間が異なるなど契約が多様であり、契約書作成に係る事務負担が大きい
- 業務内容が創作過程で変わることもあるため、契約時に業務内容や業務量を正確に見積もることが困難 等

III 課題を踏まえた改善の方向性

取引の適正化の促進 ○ 報酬や取引条件について、芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備していくことが必要

契約内容明確化のための契約の書面化 ○ 書面の形は契約書以外にも様々であるが、メール等を含め記録に残すことが重要

IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等

- (1) 業務内容 ○ 具体的な業務や期間等を可能な限り明確に、できない場合は理由や予定期日を記載
 - (2) 報酬等 ○ 業務内容や専門性等に応じた適正な金額となるよう双方で十分に協議、諸経費も明確に
 - (3) 不可抗力による中止・延期 ○ 契約段階において十分に協議、事後的に協議する場合は業務の履行割合等を勘案し決定
 - (4) 安全・衛生 ○ 発注者は受注者の安全に配慮、事故・ハラスメント防止のため責任体制を確立
 - (5) 権利 ○ 許諾の場合の利用範囲や譲渡の範囲など取扱いを明確に、対価の決定時に十分考慮
 - (6) 内容変更 ○ 変更内容も書面により明確に、変更による負担の増減等を勘案して報酬等に反映
- スタッフの制作や技術等、実演家の出演に関する業務委託契約を対象として、契約書のひな型例及び解説を作成

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

- 官民一体となって、中長期的に継続して取り組む必要

令和4年7月ガイドライン公表後、文化庁HP上で文化芸術活動の基盤強化のポータルサイトを開設し、一元的な情報提供を実施

芸術家等実務研修会の実施

対象	実施団体（五十音順）
1 映画スタッフ	一般社団法人 Japanese Film Project
2 アニメーション制作者・制作会社	一般社団法人日本動画協会
3 劇場・音楽堂等の職員	公益社団法人全国公立文化施設協会
4 舞台芸術関係者	NPO 法人舞台芸術制作者オープンネットワーク

令和5年度実施内容のほか、令和4年度事業の教材を掲載

文化芸術活動の基盤強化

文化庁では、芸術家等が安心・安全な環境で文化芸術活動ができるよう契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築について推進するなど、芸術家等・団体の活動基盤の強化を図っています。

お知らせ

- 令和5年度「芸術家等実務研修会の実施」研修会の全日程を掲載しました（令和6年1月18日）
- 令和5年度ハラスメント防止対策支援事業の交付決定一覧を掲載しました（令和6年1月16日）

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）

文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、令和3年9月から外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催し、契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築等について検討を行いました。

- ガイドライン概要（令和4年7月27日） (422KB)
- ガイドライン本文（令和4年7月27日） (448KB)
- 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議

芸術家等実務研修会の実施

上記ガイドラインの内容が関係者間で広く共有・活用されるよう、芸術家等実務研修会を実施しています。

芸術家等の基礎知識

文化芸術分野で活動される方々が「個人で活動する」ために必要な知識や制度について、基礎的な情報をまとめました。

文化芸術活動に関する法律相談窓口

文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル（フリーランス新法やインボイス制度への対応を含む）、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」に関する疑問等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応します。

文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問

文化芸術分野における契約や活動に関係して生じる問題やトラブル、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」等について、よくあるご質問をまとめています。

ハラスメント防止対策支援事業

文化芸術活動に伴い実施される、作品・公演単位でのハラスメント防止対策の取組に対して支援を行います。

その他

- 文化芸術活動における契約関係についてのアンケート調査結果（令和3年12月実施） (942KB)
- ※令和4年2月3日文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第3回）資料4

芸術家等の基礎知識

個人で活動する芸術家等が知っておきたい制度や情報



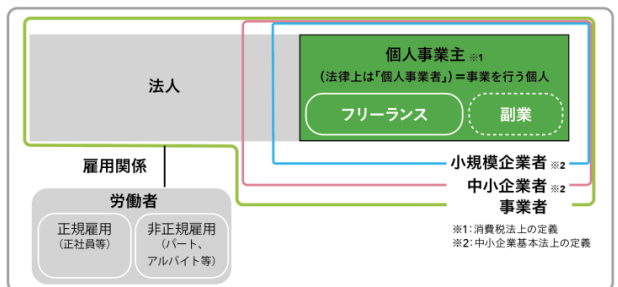
文化庁では、芸術家等が安心・安全な環境で文化芸術活動ができるよう契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築等を推進しているところです。その中で、文化芸術分野で活動される方々が「個人で活動する」ために必要な知識を身につけずに活動を始めるとなると、技能や技術を磨くのに心血を注いでこられた皆さんにとってどうしても手薄になりがちなそれらの知識について、基礎的な情報をまとめたので、将来的に芸術家等を志す学生の方々から、既に第一線で活躍されている芸術家等の方々まで、幅広く活用していただけると幸いです。

- 個人で活動すること
- 社会保障制度
- 契約について
- 著作権について
- 個人事業主の税金
- 相談窓口等

※順次公開してまいります。

芸術家等が個人で活動する上で知っておきたい制度や法律について、わかりやすく説明

個人事業主やフリーランスの位置づけ



(3) - ③ 人材 芸術家等の活動基盤強化 (文化庁HP上の広報周知活動) ②



文化芸術活動に関する法律相談窓口

文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル（フリーランス新法やインボイス制度への対応、AIと著作権に関する事項を含む）、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」に関する質問等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応します。
注意事項をご確認の上、ご相談受付フォームに必要事項をご記入ください。

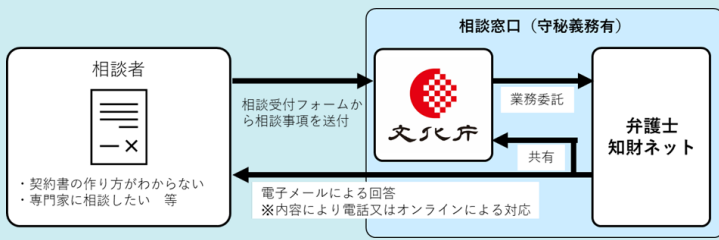
- 文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル、文化庁ガイドラインに関する質問について、弁護士が相談対応

【令和5年度】ご相談受付フォーム

芸術家等の活動基盤強化 文化芸術活動に関する法律相談窓口

1. 相談内容の種類*

- 契約締結の手続きについて
- 契約の解消・終了に伴うトラブルについて
- 権利関係（著作権等）について
- 報酬トラブル（不払いや支払遅延、一方的な減額等）について
- 安全・衛生問題（就業環境や事故・ハラスメント等）について
- 上記の他、文化芸術活動に関する契約の内容について
- フリーランス新法やインボイス制度について
- AIと著作権について
- 文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」について
- 文化芸術活動に伴う法的な疑問・懸念点について
- その他



文化芸術活動の基盤強化

文化庁では、芸術家等が安心・安全な環境で文化芸術活動ができるよう契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築について推進するなど、芸術家等・団体の活動基盤の強化を図っています。

お知らせ

- 令和5年度「芸術家等実務研修会の実施」研修会の全日程を掲載しました。(令和6年1月18日)
- 令和5年度ハラスメント防止対策支援事業の交付決定一覧を掲載しました。(令和6年1月16日)

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)

文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、令和3年9月から外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催し、契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築等について検討を行いました。令和4年7月、同会議での検討結果を「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)」として公表しました。

- [ガイドライン概要\(令和4年7月27日\)](#) (422KB)
- [ガイドライン本文\(令和4年7月27日\)](#) (448KB)
- [文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議](#)

芸術家等実務研修会の実施

上記ガイドラインの内容が関係者間で広く共有・活用されるよう、芸術家等実務研修会を実施しています。

芸術家等の基礎知識

文化芸術分野で活動される方々が「個人で活動する」ために必要な知識や制度について、基礎的な情報をまとめました。

文化芸術活動に関する法律相談窓口

文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル（フリーランス新法やインボイス制度への対応を含む）、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」に関する質問等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応します。

文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問

文化芸術分野における契約や活動に関係して生じる問題やトラブル、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」等について、よくあるご質問をまとめています。

ハラスメント防止対策支援事業

文化芸術活動に伴い実施される、作品・公演単位でのハラスメント防止対策の取組に対して支援を行います。

その他

- [文化芸術活動における契約関係についてのアンケート」調査結果\(令和3年12月実施\)](#) (942KB)
- ※令和4年2月3日文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議(第3回)資料4



文化庁 基盤強化

文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問

Q カテゴリで絞り込む

- ▶ [すべて](#)
- ▶ [1 契約に関する基本的なこと](#)
- ▶ [2 契約締結にあたっての注意点](#)
- ▶ [3 契約中～契約終了後のトラブル](#)
- ▶ [4 契約解消をめぐるトラブル](#)
- ▶ [5 契約に反映すべき権利関係\(著作権等\)について](#)
- ▶ [6 その他\(税金やインボイス制度など\)](#)

1 契約に関する基本的なこと

- Q 1-① 「契約」とはつまりどういうことですか。
- A 契約とは、当事者間に権利や義務を発生させる合意であり、法的な拘束力をもつものをいいます。例えば、ある仕事に対して、一定の金額を支払うことを当事者間で合意すれば、これが契約となります。他方、法律は、その内容に合意するか否かを問わず、その定めに従うことを要求される法的なルールを意味します。一般に、契約(当事者間の合意)は、法律の定めに従うとされ、法律の定めは契約(当事者間の合意)を補充するものと位置付けられます。ただし、一部の法律の定めについては、契約(当事者間の合意)に優先して適用されるものもあります。特に、当事者の一方にあまりにも有利な契約(合意)は、場合によっては、法律により無効となる可能性があります。
- Q 1-② 口約束でも契約になりますか。
- Q 1-③ 「見書」にサインをするように言われました。これは契約したことになるのですか。

- 文化芸術活動において生じ得る内容を想定し、FAQを50問掲載

令和6年度ハラスメント防止対策支援事業

作品・公演単位でのハラスメント防止対策の取組を促進することを目的として本事業を実施します。

補助対象事業	最終的に広く一般に対し有償の鑑賞機会を提供する目的で行われる文化芸術活動(作品制作や公演活動等)に伴い実施される、講習会の実施や専門家の配置等のハラスメント防止対策の取組であって、令和6年4月1日から令和6年10月31日の間に開始され、令和7年3月14日までに完了するもの
補助対象経費	作品・公演単位で実施されるハラスメント防止対策に要する経費のうち、講習会の実施や専門家の配置等に係る外注費
補助金の額	補助対象経費の合計額の2分の1または、20万円のいずれか低い額
件数	以下①～③の各分類について最低支援件数を設け、それ以上の申請については予算(1500万円)の範囲内で申請順に交付決定 ① 作品制作活動に付随して実施される取組 25件 ② 公演活動に付随して実施される取組 25件 ③ ①②以外の取組 10件

芸術家等の活動基盤強化

令和6年度予算額(案) 70百万円
 (前年度予算額) 81百万円
 令和5年度補正予算額 69百万円



現状・課題

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等で活動する者が多く、立場の弱さや不安定さに起因して不利益が生じたり、活動継続が困難になったりするなどの課題が存在。

我が国の文化芸術の持続的な振興を図るためには、その担い手である芸術家等が持続可能な形で活動を継続できるよう、活動環境を改善し、芸術家等の活動基盤を強化することが必要。

○経済財政運営と改革の基本方針2023

文化芸術と経済の好循環による活動基盤強化と持続的発展を加速し、心豊かで多様性と活力のある文化芸術立国を実現する。(中略)世界のコンテンツ産業の成長を睨み、広い意味でのクリエイターの支援を進めていく。

事業内容

有識者会議での議論を経て令和4年7月に公表した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)」を踏まえた適正な契約関係構築に向けた取組のほか、芸術家等の活動環境改善に向け、必要な取組を実施。

事業実施期間 令和3年～令和7年(予定)

● 芸術家等の持続可能な活動や安定的な運営に資するモデル事業の実施 <令和3年度～> 24百万円(28百万円)

安心・安全な環境で芸術活動が行えるよう、令和5年度は「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を開設し、契約や活動に関係して生じる疑問やトラブルについて弁護士が無料で相談対応等を実施。

件数・単価 1件×約2400万円 交付先 民間団体

● ハラスメント防止対策への支援 <令和5年度～> 16百万円(16百万円)

作品や公演単位で実施するハラスメント防止対策に必要な経費を支援。

件数・単価 75箇所×上限20万円 交付先 文化芸術活動を行う団体

アウトプット(活動目標)

事業実施件数

	5年度(見込)	6年度
委託事業数	4件	3件
補助事業数	75箇所	75箇所

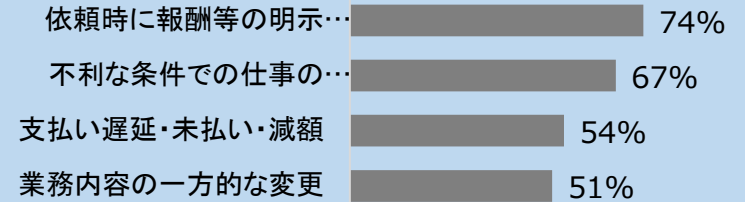
短期アウトカム(成果目標)

相談窓口利用者の満足度 **80%以上**
 実務研修会受講者の理解度 **90%以上**
 ハラスメント防止対策が講じられた活動場所において、安心して活動に取り組めた割合 **80%以上**

長期アウトカム(成果目標)

芸術家等を対象としたアンケート調査で、「事業環境改善を実感する」の割合
 令和3年度 20% → **令和7年度 50%**

● 依頼者や発注者との関係(令和3年度文化庁調査)



令和4年度芸術家等実務研修会の様子



令和4年度芸術家等実務研修会 教材一覧

● 芸術家等実務研修会等の実施 <令和4年度～> 30百万円(37百万円)

芸術家等及びその発注者の立場になる者が、適正な契約関係構築等のために必要な知識を身に付けられるよう、研修用教材を開発し、研修会等を実施。

件数・単価 2件×約1500万円 交付先 民間団体

本日は議論いただきたいこと

本日も議論いただきたいこと

令和6年度に検討すべき下記の項目についてご意見ください。

①文化芸術へ資金が流れる方法

- ・民間等からの金銭的支援へのインセンティブ設計
- ・文化芸術団体が民間等からの支援を受けやすくするための規制緩和／制度設計

②場の活性化

- ・地域経済、行政、開発等における文化芸術の主流化

③人材

- ・文化芸術活動が活性化するための活動基盤
- ・マネジメント等の専門人材が文化芸術領域に参入する仕組み